

令和2年10月16日

厚生労働大臣 田村憲久 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清家 篤

「個人向け緊急小口資金特例貸付」等の償還業務等に向けた緊急要望

新型コロナウイルス感染拡大に対する生活支援策として本年3月25日から開始した緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付の申請件数は約130万件、その額は約4,300億円にのぼり、全国社会福祉協議会では、関係機関の協力を得ながら、総力をあげて取り組んでまいりました。特に、今日に至っては、全国の社協関係者からは、多くの借受人が、失業や事業廃止などにより、今後の生活の見通しがつかない状況にあるとの声が寄せられており、今なお、毎週2万件を超える新規の貸付申請があります。

そうした状況下、政府では、令和2年度予備費より約3,142億円の財源を確保し、貸付期間を12月末まで延長しました。都道府県社協では、市区町村社協の貸付窓口を継続するとともに、未曾有の債権に対する償還免除を含む償還業務の準備に年内から取り組まなければなりません。

本特例貸付の円滑な事業運営のため、以下のとおり緊急要望します。

記

〈I 本特例貸付に関する事項について〉

1. 貸付期間の延長に向け確保された予備費から各都道府県への財源措置額は、あらかじめ十分な額を提示し、早期に都道府県社協に交付するよう指導してください。
2. 未曾有の貸付件数・金額となっている本特例貸付に対する償還業務は、今後10年以上の長期にわたります。その業務を適切に実施するため、今後これに必要な事務費について、全額を国の負担により、長期的に財源を措置してください。

3. 「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯を対象にできるとされる償還免除」については、具体的な取り扱いを早急に示してください。

- ① 市区町村社協の相談窓口には、本特例貸付は開始されて以来、継続的に償還免除の要件の問合せが相次ぎ大変苦慮しています。
- ② 都道府県社協では、来年1月頃から借受人へ償還に関する連絡等を行うため、年内からの準備が必要です。その準備に合わせて償還免除の要件等が示されなければ今後の償還業務に支障が生じます。
- ③ 借受人の負担軽減の観点から、適切かつ簡便・迅速な確認方法としてください。

4. 償還業務にあたっては、償還免除等の取扱いについて弾力的な対応を可能としてください。

- ① 膨大な貸付債権になっており、欠損補てん積立金の取崩を不要としてください。
- ② 今後の償還においては、上記「3」以外に、死亡者・帰国した外国人・行方不明者など多くの償還困難者への対応が必要となります。償還免除の弾力的運用を検討してください。

5. 自立相談支援機関の更なる体制整備など、増大する生活困窮者への自立相談に必要な体制整備の拡充を早急に図ってください。

- 総合支援資金の特例貸付の多くの借受人が、貸付を延長する等、生活再建が困難な状況にあり、さらに、10月以降はその初回貸付から自立支援相談支援機関の支援が要件とされました。特例貸付を円滑にすすめるためにも、自立相談支援機関等の相談支援の長期的かつ更なる体制整備は不可欠です。

<Ⅱ 長期にわたる滞納債権の取扱いについて>

1. これまでの特例貸付等において、長期にわたり返済がなく、償還が見込めない貸付については、償還免除などの債権整理の弾力化を図ってください。

- こうした償還困難者の多くは、リーマンショック時の総合支援資金や東日本大震災の緊急小口資金特例貸付の借受人であり、高齢化や困窮状況にあることが想定されます。本則の償還免除規程の見直しを視野に検討してください。